ANA使用欄

OMB Control No: 0920-1474
Expiration Date: 03/31/2027

別添 A（ATTACHMENT A）

アメリカ合衆国に対する乗客の開示および宣誓

本命令の対象となるすべての航空会社またはその他の運航者は、搭乗前に乗客に対して以下の開示を提供し、搭乗前に宣誓書の記入が完了していることを確認しなければなりません。

お客様情報：

米国行き出発便名：NH＿＿＿＿＿＿＿＿.
出発日　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿.
氏名　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿.

乗客の宣誓要件：

私（委任された代理人)氏名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、過去21日間にコンゴ民主共和国に滞在していなかったことに関する以下の申告事項を確認いたしました。

「コンゴ民主共和国への滞在」とは、空路（領空通過は除く）、陸路、または海路による入国や通過（乗継）を含め、コンゴ民主共和国に物理的に滞在していた状況を指します。

以下の選択肢のうち、以下該当するものを正確に1つチェックしてください：

[　] 私は、米国行きの航空便に搭乗前の過去21日間にコンゴ民主共和国に滞在していないことを宣誓します。

[　] 年齢または身体的・精神的な障害のため、自ら行動することができない (搭乗客名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) に代わり、その代理として行動する権限を有する者として（搭乗客との関係：＿＿＿＿）、当該の乗客が米国行きのフライトに搭乗する前の過去21日間、コンゴ民主共和国に滞在していなかったことを宣誓します。

私は、真実を回答したことを宣誓し、故意に虚偽または誤解を招く情報を提供した場合には、アメリカ合衆国法典第18編第1001条に基づく刑事罰としての罰金および拘禁刑の対象となる可能性があること、ならびにこれらの要件に従わなかった場合には、合衆国法典第18編第3559条および第3571条と併せて、合衆国法典第42編第271条および連邦規則集第42巻第71.2条に基づく刑事罰の対象となる可能性があることを理解しています。

- 乗客または委任された代理人の氏名（ローマ字）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- 署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- 日付：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

航空会社および航空機運航者の開示要件：

合衆国連邦法により義務付けられているとおり、すべての航空会社またはその他の航空機運航者は、外国から米国へ向けて出発するフライトのすべての乗客を対象として、米国疾病予防管理センター（CDC）に代わり記入済みの乗客宣誓書を収集し、少なくとも42日間保管しなければならず、また米国政府からの要請があった際にはこの宣誓書を提出しなければなりません。すべての航空会社またはその他の航空機運航者は、このような宣誓書を記入して提示しなかった乗客を搭乗させてはなりません。各個人が個別の宣誓書を提出する必要があります。法律で別途許可されている場合を除き、18歳未満の乗客については親または委任された他の個人が代理で宣誓する必要があります。ある個人が自ら宣誓を行うことができない場合（身体的または精神的障がいなどによる場合）、その個人に代わって必要な情報を提出する権限を委任された人物（例えば、近親者、法定後見人、または旅行代理店など）が代理で宣誓することができます。
合衆国連邦法に基づき、各乗客はこの宣誓書の印刷物またはデジタルコピーのいずれかを提示しなければなりません。
提供される情報は、個人の知る限りにおいて正確かつ完全でなければなりません。この宣誓書を提供しなかったり、虚偽または誤解を招く情報を提出したりした場合は、渡航の遅延、搭乗の拒否、または将来の渡航における搭乗拒否につながる可能性があります。これらの要件を順守しなかった乗客は、合衆国法典第18編第3559条および第3571条（罰金および／または最長1年の拘禁刑を規定）と併せて、合衆国法典第42編第271条および連邦規則集第42巻第71.2条などに基づく刑事罰の対象となる可能性があります。故意に虚偽または誤解を招く情報を提供した場合は、合衆国法典第18編第1001条などに基づく刑事罰としての罰金および拘禁刑につながる可能性があります。米国司法省は、合衆国法典第18編第1001条に違反して故意かつ意図的に虚偽の宣誓書を提出した個人を起訴することがあります。
CDCによって承認された本宣誓書の翻訳版はオンラインで公開されます。本宣誓書の英語の本文といずれかの翻訳版との間に不一致がある場合は、英語の本文が優先されます。

プライバシー法に関する方針声明（Privacy Act Statement）

米国疾病予防管理センター（CDC）は、合衆国法典第42編第264条により認可されているとおり、連邦規則集第42巻第71.20条および第71.31条(b)に基づき、航空会社およびその他の航空機運航者にこの情報の収集を義務付けています。この情報の提供は、航空機により米国に到着するすべての乗客に義務付けられています。この情報を提供しない場合、航空機への搭乗が妨げられる可能性があります。CDCは、接触者追跡調査の実施、曝露した個人および公衆衛生当局への通知、ならびに渡航制限の実施を含む適切な公衆衛生上の介入を実施することにより、感染症の侵入、伝播、および拡大を防ぐためにこの情報を使用することがあります。
1974年プライバシー法（合衆国法典第5編第552a条）が、この情報の収集および使用を統括します。CDCによって保持される情報は、連邦規則集第42巻第70部および第71部に基づく接触者追跡調査および通知のための記録を含む検疫および旅行者関連活動に関するCDC記録システム番号 09-20-0171（System of Records No. 09-20-0171, Quarantine- and Traveler-Related Activities, Including Records for Contact Tracing Investigation and Notification under 42 C.F.R. Parts 70 and 71）の対象となります。連邦官報第72巻70867号（2007年12月13日）、ならびに同第76巻4485号（2011年1月25日）および第83巻6591号（2018年2月14日）による改正を参照してください。CDCは、連邦官報に公表されている本システムの日常的使用規定に従う場合、および法律により認められている場合を含め、プライバシー法が許可する範囲でのみ、このシステムの情報をCDCおよび米国保健福祉省の外部に開示します。このような適法な目的には、州および地方の公衆衛生当局、ならびにその他の協力機関への個人特定可能情報の共有が含まれますが、これらに限定されません。CDCおよび協力機関は、連邦法および上記の記録システム通知（SORN）に従って、指定された情報を保持、使用、削除、またはその他の方法で破棄します。
CDCによるデータの使用に関して質問がある場合は、システム管理者（電子メール: dgmhpolicyoffice@cdc.gov）に連絡するか、書面（宛先: Policy Office, Division of Global Migration Health, Centers for Disease Control and Prevention, 1600 Clifton Road NE, MS H16-4, Atlanta, GA 30329）にて郵送でお問い合わせください。

詳細は、CDCウェブサイトをご確認ください。